

今回のテーマ : 「マイナンバーの留意点 その2」

マイナンバー制度は昨年来見直しが行われ、その結果変更点が多々あります。今回は変更点の中から主なものについて要点をお知らせし、詳細は10月21日(金)開催のセミナーで解説いたします。

1. 本人交付用の源泉徴収票にはマイナンバーの記載欄がなくなった。
2. 一定の事項を記載すれば、平成28年分以降の扶養控除等申告書(以下、Ⓔ)にマイナンバーを記載しなくてよい。
3. 給与支払者が一定のマイナンバー帳簿を備えているときは、平成29年分以降のⒺにマイナンバーを記載しなくてよい。
4. プレ印字書類による身元確認は、過去に本人確認を行っている場合に限定された。
5. マイナンバーの提供を拒否された場合、再度提供を求めるべきかどうかについて明確化された。
6. 保険料控除申告書にはマイナンバーを記載しなくてよい。
7. 平成26年分の確定申告で1回目の住宅ローン控除を受けた人は、税務署から送付された申告書に番号欄があるので注意が必要である。
8. 雇用継続給付の本人確認の手続が変更された。
9. 金融機関に対して預貯金口座へのマイナンバー付番が義務付けられた。
10. 一定の重大な漏えい事案は、個人情報保護委員会への報告が義務化された。

